

原議保存期間	5年（平成34年3月31日まで）
有効期間	一種（平成34年3月31日まで）

警視庁総務部長
各道府県警察本部長 殿

警察庁丁給厚発第143号
平成28年4月7日
警察庁長官官房給与厚生課長

犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供の推進について（通達）

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体（以下「早期援助団体」という。）に対し、同条第4項に基づき実施される情報を提供する制度（以下「情報提供制度」という。）は、被害直後の早い段階から民間の犯罪被害者支援団体（以下「民間支援団体」という。）が能動的に対応するための重要な制度であるが、昨年、全都道府県において早期援助団体が指定されるに至り、早期援助団体の行う支援の更なる充実が望まれるところである。また、第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）においては、早期援助団体を始めとする民間支援団体との連携強化等が掲げられ、これを受けて「警察庁犯罪被害者支援基本計画の策定について（依命通達）」（平成28年4月1日付け警察庁乙官発第12号ほか）においては、早期援助団体に対する情報提供制度の適切な運用を図ることとされており、情報提供制度を積極的に推進することとしているところである。

しかしながら、これまでの情報提供制度の運用状況を見ると、年間における提供件数が数件にとどまる府県が散見されるなど、必ずしも十分に活用されているとは言い難い状況にあり、この背景として、早期援助団体が国民に十分認知されていないことのほか、早期援助団体や情報提供制度について犯罪被害者等へ制度を教示する職員の理解不足がうかがわれており、情報提供制度を推進する上での懸念となっているところである。

そこで、各都道府県警察にあつては、下記の点に配意し、情報提供制度の活用に努められたい。

記

1 情報提供制度の意義

犯罪被害等を受けた直後の犯罪被害者等にあつては、多くの場合、自ら必要性を判断して民間支援団体に対して援助を要請することや、民間支援団体が信頼できる団体かどうかを判断することが困難であるため、早期に民間支援団体から十分な援助を受けられない状況にある。

早期援助団体は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的に設置され、都道府県公安委員会が公的認証を与えた民間支援団体であるが、情報提供制度は、警察がこの早期援助団体に対して犯罪被害者等に関する情報をあらかじめ提供することで、犯罪被害者等が自らの被害について繰り返し説明することによって生じる精神的負担を軽減する上で有用な制度であるとともに、警察等の公的機関では対応できない犯罪被害者等が抱える多様なニーズに対して、被害直後の早い段階からの民間支援団体の能動的な対応を実現する上で必要な制度である。

2 情報提供を検討すべき状況

(1) 基本的な考え方

法が規定する犯罪被害は、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものも含まれるとされ、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による被害は全て早期援助団体が法に基づき支援し得る犯罪被害となり得るところ、情報提供を検討する場合として、主に中・長期にわたる継続的な支援の必要性が想定されるような

- 犯罪被害等のショックにより心身への影響が大きい場合
- 専門的な知識を有する者（弁護士、カウンセラー等）の支援が必要な場合
- 各種申請への補助支援が必要な場合
- 警察、病院、公判等への付添い支援が必要な場合（公判の代理傍聴を含む。）
- 家事の支援等の生活全般にわたる支援が必要な場合

などが認められるときには、事件の軽重に捉われず積極的に情報提供を検討する。

特に、被害者連絡を担当する捜査員や指定被害者支援要員が、犯罪被害者等の状態等から早期援助団体による支援が必要と認めた場合には、遺漏なく情報提供を検討する。

(2) 交通死亡事故等の法の規定外の事故事件

過失犯である交通死亡事故等、法が規定する犯罪被害に当たらない被害を生じさせる事故事件についても、法第23条第7項に規定する守秘義務を負わせられないものの、情報提供制度と同様の手続により情報を提供することは可能であると解されるので、交通死亡事故等については、(1)に準ずる扱いとすべきものであることから、早期援助団体と協議した上で、可能な限り情報を提供するものとする。

3 配注意事項

情報提供制度の運用に当たっては、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について」（平成20年12月19日付け警察庁丙給厚発第41号。以下「留意事項通達」という。）の第3の2に示されているもののほか、次の事項にも配意するものとする。

(1) 警察職員に対する教養

各都道府県警察において、早期援助団体や情報提供制度に関する教養を行っているところであるが、平成27年度に実施した警察庁総合監察では、情報提供制度に関する理解度の低さが認められるなど、職員全般の理解不足が情報提供の低調な要因の一つとなっている。

これを踏まえ、情報提供制度の意義はもとより、早期援助団体の役割、支援活動、連携の重要性等についても教養を行うとともに、特に、被害者連絡を担当する捜査員や指定被害者支援要員に対しては確実に教養を行う。

また、犯罪被害者支援担当部門から捜査担当部門に対して情報提供制度の積極的な活用の働きかけを行い、情報提供を受けて行われる早期援助団体による支援が、捜査担当部門にとっても有用であることの理解を得るよう努める。

(2) 犯罪被害者等への教示及び意向の確認時期

犯罪被害者等に対する情報提供制度の教示に当たっては、留意事項通達の第3の2のウの(ア)に掲げられた事項を分かりやすく説明する。また、「被害者の手引」等を

交付する場合には、犯罪被害者等自らが一読してその内容を把握することは困難であることから、説明を丁寧に行い、情報提供に対する意向を確実に確認する。

なお、犯罪被害者等が情報提供に対する希望の有無の回答を保留した場合には、後日意向を確認する。また、犯罪被害者等に対して被害直後の早い段階に情報提供制度を教示することが望ましいが、その時点において犯罪被害者等が情報提供を断った場合でも、なおも被害者連絡を担当する捜査員や指定被害者支援要員等が犯罪被害者等の状態から早期援助団体による支援が必要と認める場合には、犯罪被害者等が落ち着いた時期、加害者が逮捕された時及びカウンセリング時等に再度説明するなどの措置を実施する。

(3) 犯罪被害者等の理解の確保

犯罪被害者等は、情報提供制度自体の制度概要とその有用性を事前には知らないことがほとんどであるほか、被害直後にこれらについて説明を受けても判断がつかず、早期援助団体への援助依頼をちゅうちょしてしまうことが低調な要因の一つと考えられる。したがって、情報提供制度を犯罪被害者等に教示する際は、犯罪被害者等が受け入れやすいタイミングを見計らいつつ過去の効果的な事例を紹介するなどして犯罪被害者等にとって早期援助団体からの支援を受けることが有用であることを分かりやすく説明し、犯罪被害者等の理解の確保に努める。

(4) 関係都道府県警察及び早期援助団体との連携

早期援助団体へ情報提供したにもかかわらず、対応体制等を理由に支援を行うことができないなどの事態に陥ることがないように、早期援助団体との連携を密にし、対応体制等についても的確に把握する。特に、他の都道府県の早期援助団体に対して情報提供を行う場合には、当該団体を管轄する警察本部又は当該団体に対して支援内容等を確認するよう努める。

また、被害者死亡事件、性犯罪事件及び未就学児等の若年者が被害を受ける事件は、犯罪被害者等が受ける精神的負担が特に大きく、中・長期にわたる支援となる傾向にあるので、犯罪被害等を受けた直後の警察による初期支援から、早期援助団体との連携を密にする。

(5) 早期援助団体の育成及び強化

早期援助団体が国民に十分に認識されていないことや、場合によっては早期援助団体の対応能力不足も情報提供が低調な要因の一つとなり得ると考えられる。よって、早期援助団体と連携し、早期援助団体の意義、活動等についての理解の増進を図るための広報活動を推進するとともに、財政基盤の確保、支援員の研修等に協力するなど、早期援助団体の育成及び強化に努める。

(6) 情報提供運用状況の管理等

情報提供制度の教示が適切になされているかを管理するための措置を講じ、制度の適切な運用に向けての指導を徹底する。また、犯罪被害者等が要望する支援等を分析するなどして、同制度の充実に努める。

なお、毎年度実施している犯罪被害者支援推進状況の調査等において、定期的に報告を求めることとしているので、運用状況等を把握しておく。

4 その他

情報提供制度の運用による犯罪被害者等の精神的負担の軽減や早期援助団体の対応の好事例については、申・通報で各都道府県警察及び当庁へ情報共有を図るものとする。